

緊急事態宣言に関する市民のみなさんへのお願い

※この情報は1月15日現在の情報です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国は1月13日に、大阪府を含む2府5県に緊急事態宣言を発令しました。感染拡大を防ぐ行動にご協力をお願いします。

発令期間 2月7日(日)まで

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため

不要不急の外出・移動は自粛してください

※特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

※医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外です。

※イベントの開催や集会所等の使用についても、20時までの時間短縮にご協力ください。

※なお、感染拡大状況により発令期間の延長等がある可能性があります。テレビや新聞、市ホームページ等で最新の情報をご確認の上、感染拡大防止への行動をお願いします。

緊急事態措置コールセンター

特別措置法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民のみなさんや事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置しています。

☎06-4397-3268(9:00～18:00 土日祝除く)

市の施設の利用について

緊急事態宣言期間中の、市の公共施設の利用は、20時までとさせていただきます。

生活や資金、住まいに不安がある人は

新型コロナウイルスの影響による減収等によって、生活に困り、住まいを失ったりするおそれがある人等へ、生活費の貸付・家賃補助等の支援を行っています。生活での困りごとがありましたら、ぜひご相談ください。

☎ 社会福祉協議会 ☎895-1185(9:00～17:30 土日祝除く)

一般的なお問い合わせや相談先

交野市役所 ☎892-0121(9:00～17:30 土・日曜日、祝日を除く) ☎ 891-5046

▷ 感染症に関すること 健康増進課 ☎893-6405 ☎ 892-0525 ✉ kenkou@city.katano.osaka.jp

▷ 学校に関すること 指導課 ☎810-0522 ☎ 893-6575 ✉ sidou@city.katano.osaka.jp

▷ 上記以外に関すること 危機管理室 ☎892-0121 内線454・455 ✉ ansin@city.katano.osaka.jp

大阪府府民向け相談窓口 ☎06-6944-8197(9:00～18:00 土日祝含む) ☎ 06-6944-7579

厚生労働省電話相談 ☎0120-565653(フリーダイヤル 9:00～21:00 土日祝含む)

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合の受診体制

☎ 健康増進課 ☎893-6405

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に相談しましょう。

医療機関を受診するときは

▷ 発熱、倦怠感などの症状を事前に医療機関に電話で伝えてください。

▷ 夜間・休日でもかかりつけ医に電話ができない・どこに相談したらよいかわからない場合は、新型コロナ受診相談センター(☎06-7166-9911)へ電話で相談しましょう。

※感染拡大を防ぐため、医療機関を受診する際には、マスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。

新型コロナウイルス感染症の予防対策に引き続きご協力をお願いします

☎ 健康増進課 ☎893-6405

新型コロナウイルスは、目や鼻、口の粘膜から体内に侵入します。人は無意識のうちに顔を触っており、1時間に23回も顔を触るというデータがあります。

外出時にドアノブや電車のつり革などさまざまなものに触れることにより、自分の手にウイルスが付着している可能性があります。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしましょう。

感染予防にはこまめな手洗いが大切です。手洗いのタイミングは「公共の場所から帰った時」「咳やくしゃみ、鼻をかんだ時」、「ご飯を食べる時」、「病気の人のケアをした時」、「外にあるものに触った時」の5つです。マスクの着用や3密の回避など、感染症予防対策の徹底に引き続きご協力をお願いします。

手洗いの、5つのタイミング

